

# 公教育の民営化に反対！

3月8日に「おおさかユニオンネットワーク」（垣沼陽輔・代表）の春闘総行動が取り組まれ、私たち「教職員なかまユニオン」は大阪市教育委員会に、以下の「要請書」を提出しました。  
組合は市教委の「回答書」を受けて、さらに引き続き取り組みます。

大阪市教育委員会 様

## 「小・中学校公教育の民営化に反対する」要請書

- 吉村・維新市政は、公共保障制度を解体し民間企業の営利活動に売り渡す、様々な民営化を強行している。今年度から地下鉄・市バスが民営化された。統一地方選に向けた維新の政策では「水道民営化の推進」を掲げている。温暖化・猛暑と東南海地震予想の中で、「想定外の自然災害だから企業に復興責任はない」というフクシマの東京電力のような民間企業に、生活復興の土台になる“命の水”を売り渡すことにも、私たちは反対です。
- 吉村市長が任命した大森不二雄特別顧問が教育委員会の権限の上に立って強行している小・中学校公教育の民営化も、子どもたちが平等に義務教育を受ける人権の保障を放棄し、学校を民間企業の“塾・予備校化”することで、子どもを分断・差別・階層化・貧困化するものです。
- 大阪市の学校の現状は、今年の1月末時点で常勤の代替講師が、小学校289校での必要数1135件に対して316件（27.8%）が欠員、中学校130校は158件中の43件（12.3%）が欠員で、「担任がいない！」状態が放置され続けている。他方では市長と大森顧問の引き回しで、学力テストの点数結果を教員給与や各学校予算の配分に反映させる新制度化は、校長を含む教職員、市民団体と市会の野党会派の抗議をおして強行しようとしている。**いずれも、公教育の民営化を進めるために、市・市教委自身の手によって公教育を解体させるものだ。**
- その中で、今春開校予定の「大阪市立水都国際中・高校」は、教育特区指定の公設置民営学校（民間委託契約）の全国第1号として、より直接に学校そのものを民営化する突破口で、私たちは反対です。

教職員の労働条件と子どもの教育条件について、多くの問題点がある  
**水都国際校に関連して、以下の質問に先ず文書で回答することを要請します。**



### 1、委託先学校法人（大阪YMCA）の教職員雇用について

- ① 市の制度設計段階から、“公務員ではできない柔軟な雇用（非正規教職員）の活用” だけしか検討せず、現実にも校長を含めて教職員全員が非正規雇用になっている。全教職員が年度ごとに雇用契約を更新されることは、継続した指導を柱にすべき公教育としてはこともの「教育条件」として問題があるが、市教委の対策は何か。 [→ 裏へ]

労働相談・問い合わせは下記のHP・Tel・メールへ

'19 3/10

## 教職員なかまユニオン

なかまユニオン学校教職員支部



〒534-0024 大阪市都島区東野田町4-7-26-304

( Tel 06-6242-8130 Fax 06-6242-8131 )

<http://www.nakama-kyoiku.com/>

Tel (相談担当) 090-1914-0158

メール nakama\_kyoiku@yahoo.co.jp

誰でも一人でも入れる労働組合♪ 教職員なかまユニオンに入って、権利と教育を闘いとうろ！

[→ おもてから]

- ② 年度ごとの教職員の配置結果について、市教委が報告を求め、行政指導を行う内容・項目は何か。
- ③ 4月1日開校を控えた3月の現時点で、まだ教職員の欠員状態があるようだが、常勤・非常勤の別で、欠員の科目・人数は何人か。

## 2、 市教委の日常の行政と、法人の運営責任との関係について

- ① 教育長通知を始め市教委からの諸通知は、公式の「校長宛」の通知だというのが、法人雇用の教職員の服務に関するものも含むのか。含むなら、法人の教職員がそれに規定される法的根拠は何か。
- ② 卒・入学式で全教職員に国歌（君が代）の起立・斉唱を職務命令で求める教育長通知（今年度は2019年2月8日付）に関して、法人（理事長）が同内容の「業務命令」を出すのか、出さないのか。
- ③ 「大阪市職員基本条例」は「準用する」というが、水都国際校の教職員は、労働法制上は雇用者の法人（大阪YMCA）の「就業規則」に規定されている。それに加えて「準用」という意味は、法人の「就業規則」に「職員基本条例」の同文を加えて改定するのか、「就業規則」は変わらないが教職員一人一人が「職員基本条例」を準用されるのか。もし後者なら、その労働法制上の根拠規定は何法か。
- ④ 「職員基本条例」の中の、同一内容の職務命令に違反3回で免職処分の検討対象者になる規定も、準用されるのか。

## 3、 昨夏の水都国際校の教科書採択時の、道徳教科書採択に関する大きな「疑問」点について

- ① 各校の学校調査会に代えて、水都国際校の準備委員長（市教委首席指導主事）と法人（大阪YMCA）教職員の数名が当たって「学校調査票」を作成し、「大阪市教科書選定委員会」に提出しているが、
  - （ア）学校調査会は全員出席対象の面談会議だったか、「持ち回り」形態だったか。
  - （イ）会議が開かれた全ての日時と、各回ごとの出席者・所属は誰だったか。
- ② 「道徳」の教科書について、市民に情報公開された水都国際校の「学校調査票」が2種類あり、1回目の文書を後日別の文書に変更して「市選定委員会」に提出した、と市教委は説明している。結果として採択された「廣濟堂あかつき」社版の「総評」欄が、1回目はプラスとマイナス両面の評価だったが、2回目はプラス面のみを重ねた記述に変えられている。
  - （ア）一度作成し提出した「学校調査票」を、準備委員長（市教委首席指導主事）の責任で変更を再検討した理由は何か。
  - （イ）変更した2回目の「学校調査票」を検討した学校調査会は、上記3の①の（イ）のどの回か。
- ③ 全市の130全中学校を一つの採択区にして、各教科ごとに1社のみを採択する現制度でも、水都国際校は独自の目的の学校として、1校だけで分離して各教科ごとに採択し、結果として英語と数学は他の全中学校とは別の会社発行版を採択した。それなのに道徳教科書について、「廣濟堂あかつき」社版を採択した理由が、「市立中学校と同一の教科書を使用することで、子どもにとって、より効果的な指導を受けることができ、また、教員にとっても指導力の向上を図ることができる」（2018年8月7日付 市教委文書）とだけ発表されている。道徳教科書については、水都国際校の独自の目的で検討する必要性はないと判断した、という意味か。



以上です。